



鳥取県公報

平成 25 年 6 月 25 日 (火)
第 8 5 0 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可 (515) (農地・水保全課) 2
- 収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (516) (会計指導課) 2
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集 (15) (教育総務課) 2
- ◇ 公 告 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (3件) (景観まちづくり課) 2

告 示

鳥取県告示第515号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、上北条土地改良区の定款の変更を平成25年6月17日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第516号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成25年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
362	山陰合同銀行城北支店	名称	山陰合同銀行城北支店	山陰合同銀行城北出張所	平成25年6月24日
418	山陰合同銀行湖山支店	〃	山陰合同銀行湖山支店	山陰合同銀行湖山出張所	〃
460	山陰合同銀行福生支店	〃	山陰合同銀行福生支店	山陰合同銀行福生出張所	〃

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第15号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成25年6月25日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 日時 平成25年6月28日（金）午前10時～
- 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 議題
 - 鳥取県文化財保護審議会への諮問について
 - その他

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、境港市か

ら都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、琴浦町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
東伯都市計画道路3・4・4号下伊勢線
東伯都市計画道路3・3・2号逢東下伊勢線
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、琴浦町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
赤碕都市計画道路3・6・1号福留線
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）